

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(3) 子育て世帯への臨時特別給付金の支給

支援内容	児童手当を受給している世帯（0歳～中学生のいる世帯）等に対し、臨時特別の給付金として、児童一人につき1万円を支給します。
対象者	・令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者 ※ただし、児童手当の所得制限限度額以上である「特例給付者」を除く。
申請手続きに必要なもの	原則不要 ※ただし、公務員は令和2年3月31日時点の住民票所在地に申請が必要
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市こども保健部子育て推進課子育て支援係 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） ※各支所・出張所でも受付可
問い合わせ先	津山市こども保健部子育て推進課子育て支援係 （電話）0868-32-2065
備考	